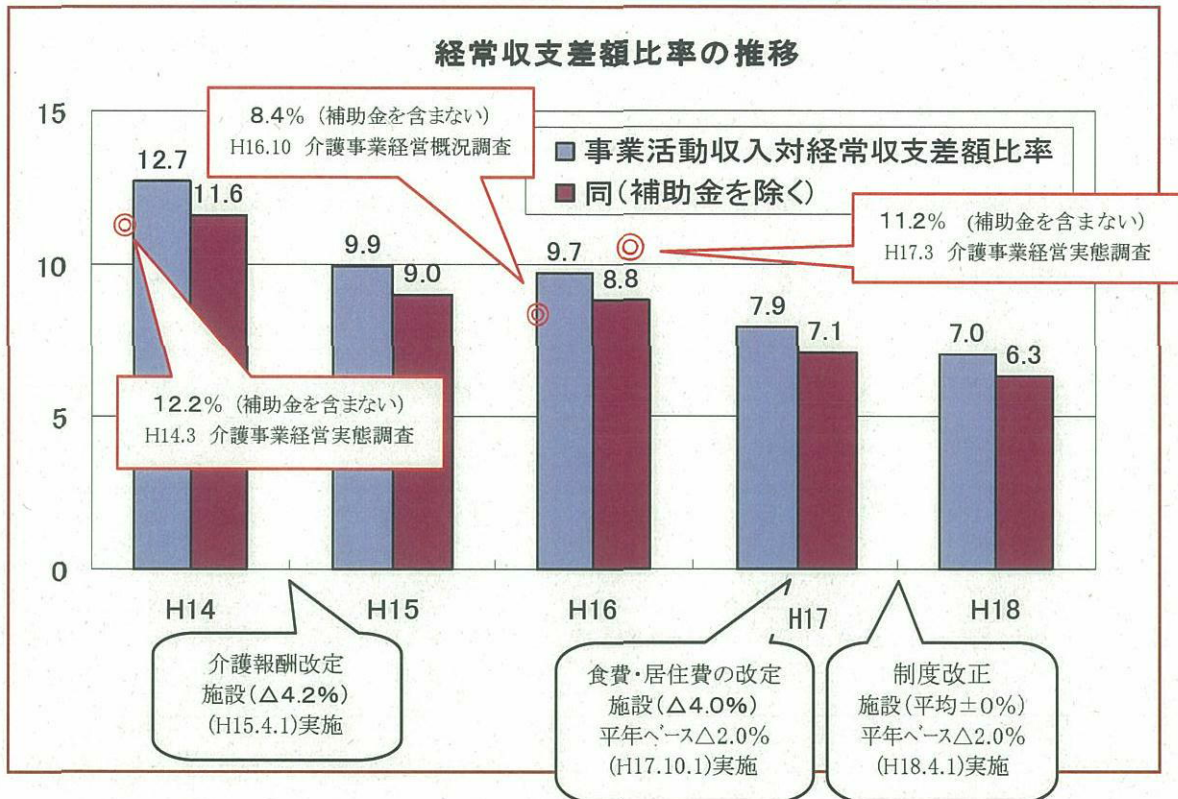


(表 7)



- 公設民営においては建物の減価償却がないため、これを無差別に平均を求めることは減価償却比率を過少とする可能性がある。
- 厚労省調査は、約5分の1のサンプル、しかも1ヶ月分の収支からの推計である。
- 老協調査は、約半数のデータ。1年分の決算書の収支である。各単月では処理できない(処理していない)支出などは、決算処理で実態把握していくべき。
- 平成16年9月データの介護事業経営概況調査「8.4%」と6ヶ月後の平成17年3月データの事業経営実態調査「11.2%」その差2.8%となっているが、この間に報酬単価等の変更はない。

【会計処理の基準により起こる問題点】

(表 8)

項目	A: 特養ホーム等 指導指針	B: 社会福祉法人 会計基準	計算上の影響
減価償却の残存価額	備忘価額1円まで償却する。	取得価額の10%まで償却する。	Aは1円の備忘価額を除き全額が事業活動費として経費に算定される。
国庫補助金等特別積立金取崩額の計算	国庫補助金の90%を耐用年数で割り、備忘価額1円まで取り崩す。	国庫補助金100%を耐用年数で割る。	Aは減価償却と比例した取崩額なので利益が先行しないが、BはAより取崩額が大きくなり、利益が先行して計上される。
償還補助金収入	収入額を国庫補助金等特別積立金に繰り入れる。	国庫補助金等特別積立金に繰り入れない。	Aは償還補助金が収入年度の利益にならないが、Bはそのまま収入年度の利益になる。
本部運営経費	本部運営を含み事業の全体が会計区分における事業活動支出とすることができる。	本部運営経費は事業から切り離して本部経理区分で処理する。	Aは本部運営経費を控除した後に経常利益が計算されるが、Bは本部への繰入金支出となる。